

(案)

胆振総合振興局管内錦多峰川河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和 8 年 月 日

胆振海区漁業調整委員会会長 伊藤 信孝

何人も、次表に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる期間中、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 94 号）第 52 条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

河川名	区 域				沖合	期間
	河 口		沖合方位			
	左海岸	右海岸	左方	右方		
錦多峰川	苫小牧市字錦岡 771 番地先に知事が建設した標柱の位置 (300m)	苫小牧市字錦岡 83 番地 1 地先に知事が建設した標柱の位置 (200m)	(度分) 157.38	(度分) 157.38m	200m	8 月 20 日～8 月 31 日
備考						
注 1 この表による河口付近の区域とは、次に掲げる基点アから基点エまでを順次に結んだ線によって囲まれた海面をいう。 基点ア 左海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点 基点イ 基点アから当該沖合方位における当該沖合距離の点 基点ウ 基点エから当該沖合方位における当該沖合距離の点 基点エ 右海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点						
注 2 この表中で示している距離のうち、() 内の数字は、標柱までの一応の目安。						
注 3 委員会指示期間は、指示した日から令和 10 年 8 月 31 日までの 3 年間とする。						